会長 副会長 会計

埼医業Ⅰ第１９３５号
令和２年１２月４日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　丸　木　雄　一）

クラスターの早期探知・早期介入のための取組み等について

標記のことについて、１１月２７日付け健Ⅱ353号にて日本医師会感染症危機管理対策室長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会管下会員あてご周知くださいますようお願いいたします。

担　当：業務Ⅰ課　石田
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

埼玉県八潮医師会 収受 2.12.-4 第1057号

（健Ⅱ353F）
令和２年１１月２７日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜　萢　　敏

クラスターの早期探知・早期介入のための取組み等について

新型コロナウイルスの感染状況については、全国的に見ると、新規陽性者数が 10 月以降増加傾向となり、11 月以降その傾向が強まっています。このような状況のなかで、内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策分科会の緊急提言が令和 2 年 11 月 9 日にとりまとめられ、厚生労働省より下記の関連通知が各都道府県等衛生主管部（局）宛て発出されましたので情報提供いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

◆　「早期探知しにくいクラスターの防止に向けた情報発信等の取組の一層の推進について（要請）」（令和 2 年 11 月 17 日付事務連絡）

緊急提言において、早期探知しにくいクラスターとして、一部の外国人コミュニティや大学生の課外活動など若年層におけるクラスターが例示されたことから、それぞれのクラスターの特徴に応じた効果的かつ効率的な対策を行うため、一層の取組みの推進を求めるものです。

◆　「クラスターの早期探知・早期介入のための取組みについて」（令和 2 年 11 月 20 日付通知）

緊急提言において、クラスターの早期探知の仕組みとして「イベントベースドサーベイランス（EBS）」が国際的に推奨されており、また、クラスターの早期探知のために、各都道府県等に設置されている新型コロナウイルス感染症対策のための協議会を活用し、高齢者施設及び医療機関等と協力することとりまとめられたことから、EBS の事例紹介と早期探知のための報告等について留意点が示されています。

◆　「クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について」（令和 2 年 11 月 20 日付事務連絡）

11 月 19 日の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードでの専門家の議論を踏まえ、クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について、方針や取組みがとりまとめられています。

事　務　連　絡
令和２年 11 月 17 日

各 ｛都道府県／保健所設置市／特別区｝ 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

早期探知しにくいクラスターの防止に向けた
情報発信等の取組の一層の推進について（要請）

新型コロナウイルス感染症対策については、日頃よりご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況については、全国的に見ると、新規陽性者数が 10 月以降増加傾向となり、11 月以降その傾向が強まっています。こうしたなか、今般、11 月９日に開催された内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「緊急提言：最近の感染状況を踏まえたより一層の対策強化について」がとりまとめられたところです。

この提言においては、早期探知しにくいクラスターとして、一部の外国人コミュニティや大学生の課外活動など若年層におけるクラスターを例示した上で、それぞれのクラスターの特徴に応じた効果的かつ効率的な対策を行うこととされており、外国人コミュニティや大学等の高等教育機関について、関係機関等と連携して情報発信の強化等に取り組むことが提言されています。

＜参考＞「緊急提言：最近の感染状況を踏まえたより一層の対策強化について」（抜粋）

●外国人コミュニティ：外国人コミュニティを支援し、多言語・やさしい日本語での情報の発信及び伝達、相談体制を多元的なチャンネルで進めていくこと。そのために、各国大使館等との連携や自治体による周知に加え、コミュニティとのネットワークや経験を有する国際交流協会や NPO、NGO 等と連携すること。

●高等教育機関（大学、専門学校等）：大学等では、授業そのものよりは、むしろ飲み会や寮生活、課外活動等でクラスターが発生している。感染防止と学修機会の確保の両立を図ることが極めて重要である。そのために、自治体は、域内の大学等の学生の相談を受けている健康管理センターなどと協力して、感染防止に関する啓発やクラスター感染が起きた場合の迅速な情報の共有を進めること。さらに、必要な場合に速やかに受診・検査につながる取り組みを進めていくこと。

つきましては、各都道府県・保健所設置市・特別区においては、外国人コミュニティや大学生等の課外活動等における感染拡大防止を強化する観点から、下記の通り、一層の取組を推進していただきますよう、お願いいたします。

記

１．外国人コミュニティに対する取組について

地域に居住する外国人の方々については、言葉の違いにより情報伝達が不十分であったり、受診行動の違いなどもあることから、適切な感染予防策や医療機関へのアクセス等の基本的な情報が行き渡るようにする必要があります。このため、各自治体において、管内に在住する外国人の状況を踏まえ、また、結核等の他の感染症対策の経験を活かしつつ、外国人を支援するNPO等と連携し、

- ３密の回避や手洗い、マスクの着用、換気の徹底等の基本的な感染予防対策など新型コロナウイルス感染症の予防に資する情報について、多言語・やさしい日本語により情報発信・周知徹底を行うこと。
- 外国人が発熱時等の受診や検査に関する情報（発熱・咳など体調が悪くなったら、まずは近くの医療機関に電話で相談すること等）を適切に入手し、相談できる環境を整備すること。
- 外国人のクラスター感染が発生した場合には、当該外国人が属するコミュニティへの母国語による情報提供を行うなど、感染拡大防止に取り組むこと。

等の取組を推進していただくよう、お願いいたします。

なお、厚生労働省においても、各国の駐日大使館等を通じた周知を推進するとともに、厚生労働省ホームページ等において、多言語による情報提供ツールの提供を行っておりますが、引き続き充実を図っていくこととしています。

＜参考＞　厚生労働省HPにおける多言語の情報掲載場所

- COVID-19 多言語情報 (Multilingual information)
- MHLW COVID-19 Info (MHLW新型コロナ 多言語版LINEアカウント)
- Novel Coronavirus (COVID-19)
- がいこくじんのみなさんへ　しごとやせいかつのしえんについて

２．大学生等に対する取組について

大学等については、授業そのものよりは、飲み会、寮生活、課外活動等でクラスターが多く発生しており、学生等に対して感染予防についてわかりやすく情報提供するなど一層の啓発や、クラスター発生時の大学等との迅速な情報共有が求められます。このため、管内の大学等の健康管理センターなどと連携し、

- 学生等に対する「感染リスクが高まる「５つの場面」」（10 月 23 日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）の周知徹底、３密の回避や手洗い、マスクの着用、換気の徹底等の基本的な感染予防対策の徹底など感染予防のための啓発、情報提供の強化を図ること。
- 学生等に対して、発熱した場合等における受診等に係る情報（例えば、まずは身近な医療機関又は受診・相談センターに電話で相談する等）の提供を行うとともに、感染が疑われる学生等に対して速やかに検査が受けられるよう取り組むこと。
- クラスター感染が発生した場合の保健所・大学等間の迅速な情報共有を図ること。
- 大学等から感染症対策に係る相談があった場合に、必要な助言、情報提供等を行うこと。

等の取組を推進していただくよう、お願いいたします。

なお、今般の提言を受け、文部科学省から各大学等の高等教育機関に対しても、感染リスクを高める行動への注意徹底、「感染リスクが高まる「５つの場面」」等の学生等に対する改めての周知・啓発などについて要請を行うこととしていますので、申し添えます。

＜参考＞

- 感染リスクが高まる「５つの場面」
- 新型コロナウイルス感染症　啓発資料・リーフレット・動画

令和２年 11 月 20 日

各 ⎧都道府県⎫ 衛生主管部（局）　御中
　 ⎨保健所設置市⎬
　 ⎩特　別　区⎭

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

クラスターの早期探知・早期介入のための取組みについて

新型コロナウイルス感染症対策については、ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

各都道府県における新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会の設置については、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和２年３月１日付け事務連絡）[1]においてお願いをしたところです。また、感染防止に向けた対応については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その２)（一部改正）」（令和２年 10 月 15 日各都道府県・指定都市民生主管部(局)・中核市宛厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）[2]等においてお願いしているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対策分科会の緊急提言(令和２年 11 月９日)において、クラスターの早期探知の仕組みとして、「イベントベースドサーベイランス（EBS)」[3]が国際的にも推奨されていること、また、クラスターの早期探知のために、既に各都道府県等において設置されている新型コロナウイルス感染症対策のための協議会を活用し、高齢者施設及び医療機関等と協力することとされました。

＜参考＞「緊急提言：最近の感染状況を踏まえたより一層の対策強化について」（抜粋）
（２）「早期探知しにくい」クラスターを探知するためには、原因が明らかではないが、普段とは何か違う状況が発生した場合に探知する仕組みが必要である。これは、いわば「異常事象検知サーベイランス」ともいうべきものであり、国際的にも、Event-based surveillance（EBS）として推奨されている。そのため、自治体は、既に各都道府県等において設置されている新型コロナウイルス感染症対策のための協議会を活用し、高

1 https://www.mhlw.go.jp/content/000601816.pdf

2 https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf

3 「イベントベースドサーベイランス（EBS)」とは、「様々な情報源を活用し異常な事象を早い段階で検知することを目的とした、現場と専門機関の共同した仕組み」を指します。

齢者施設及び医療機関等と協力すること。また、学校等欠席者・感染症情報システム及びSNS上のデータを分析する仕組み等を活用すること。

ついては、各都道府県・保健所設置市・特別区におかれては、下記の通り、社会福祉施設等を所管する担当部局と連携のうえ、今後の新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

記

１．早期探知のための取組みについて

今般の新型コロナウイルス感染症対策においては、「早期探知しにくいクラスター」を探知し、早期介入することが重要です。「イベントベースドサーベイランス（EBS）」の考え方に基づき、感染したことが疑われる状況が生じたときに保健所や新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会等に報告できる仕組みを構築することが求められます。EBSに関する詳細説明および取組例、EBSの考え方をもとにした早期に評価・介入する運用体制のイメージ等を別添に取りまとめております。

２．高齢者施設等における早期探知・早期介入について

特に、高齢者施設等における現場での気づきや、感染症専門医等の知見を有する者からの報告を担当部局において積極的に収集いただいた上でリスク評価し、早期介入を行い、クラスターの発生を未然に防ぐことが重要となります。

各都道府県・保健所設置市・特別区におかれては、既に各都道府県等において設置されている新型コロナウイルス感染症対策のための協議会等を活用し、高齢者施設及び医療機関等と協力するようお願いいたします。

なお、この冬に向けては、早期探知・早期介入のために、以下の３．及び４．について取り組んでいただきますようよろしくお願いします。

３．早期探知のための報告等について

社会福祉施設等に対する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための留意点については「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（一部改正）」（令和２年10月15日各都道府県・指定都市民生主管部（局）・中核市宛厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）が発出されているところです。

発症前から感染力があり、高齢者の死亡率が高く、早期探知の必要性が高い新型コロナウイルス感染症の特徴に鑑み、現場で普段とは何か違う状況に気づいた場合等に、EBSの考え方に基づき報告等を行うことが重要です。

各都道府県・保健所設置市・特別区におかれては、EBSの観点から当該事務連絡の特に下記の内容に留意いただくよう、管内の高齢者施設等へ周知方お願いいたします。

○ 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意すること。
○ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに職員が職場で体調不良を申出しやすい環境づくりに務めること。
○ 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。

※「新型コロナウイルス感染症が疑われる者」に関連して、EBSの観点からは、「職員で体調不良で休んでいる者が増えている」といった「現場の気づき」に関する情報も該当すると考えられます。

※「指定権者への報告」については、EBSの観点からは必ずしもこれに限られず、各都道府県・保健所設置市・特別区、保健所への報告も該当すると考えられます。

4．報告を受けた場合の検査の実施について

「「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」について」（令和２年９月15日付け事務連絡）[4]の別添の「１．基本的な考え方」で「新型コロナウイルス感染症の検査については、①検査が必要な者がより迅速・スムーズに検査を受けられるようにするとともに、②濃厚接触者に加え、感染拡大を防止する必要がある場合には広く検査が受けられるようにすることが重要である。」とされています。

各都道府県・保健所設置市・特別区におかれては、EBSの考え方に基づき報告がなされた場合には、迅速な検査が行われるよう、地域の医療機関等の関係者と連携していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】
厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部（疫学・データ班）
担当：森、飯田、田中
電話番号：03-5253-1111（内線:8005）
Mail address: cluster@mhlw.go.jp

[4] https://www.mhlw.go.jp/content/000672623.pdf

別添

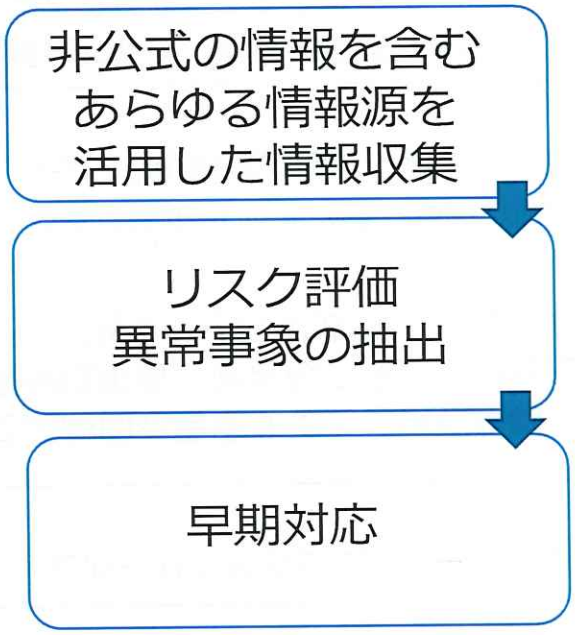
新型コロナウイルス感染症対策におけるイベントベースドサーベイランス（EBS）について

川崎市健康安全研究所長　岡部　信彦
川崎市健康安全研究所　企画調整担当部長　三﨑　貴子
大東文化大学スポーツ・健康科学部　教授　中島　一敏
国立保健医療科学院　健康危機管理研究部長　齋藤　智也

イベントベースドサーベイランス (Event-based surveillance, EBS)

- 対応すべき健康危機を早い段階で検知することを目的として行う、さまざまな情報源を活用した公衆衛生監視活動（サーベイランス）。
- 感染症に限らず、色々な原因による健康危機の発生を早期に検知して介入をおこなうために、世界的に普及が進められている活動概念。
- 法に基づく報告のみならず、ニュースやSNS等のネット情報、医療関係者や担当者の気づき等、様々な情報源を広く活用することが特徴。
- 日本では、「健康危機管理」という概念で同様の活動に取り組まれてきた。

イベントベースドサーベイランスの基本ステップ



新型コロナウイルス感染症対策における イベントベースドサーベイランス

新型コロナウイルス感染症対策の感染拡大、特に急増を防ぐためには、拡大するおそれのあるクラスターの予兆を早期に検知し、早期に介入して大規模化を抑止することが重要である。

- 感染症法に基づく患者報告だけでは、受診から診断、検査、報告までの時間を考慮すると、情報集約や分析に遅れが生じる可能性がある。そのため、診察した医師や施設の医療従事者、聞き取り調査を行った保健所職員等が、患者や接触者の属性、行動歴等から、「何かおかしい」「拡大のおそれあり」と感じた事例等を広範に集約し、評価を行う仕組みを構築する必要がある。
 - 例:医師から「受診はしていないけどほかにも仕事仲間で発熱して休んでいる者が最近多い、と患者から聞いた」
 - 例：施設等の職員から「職員で体調不良で休んでいる者が増えている」といった「現場の気づき」に関する情報の集約が挙げられる。

高齢者等施設等、重症化リスクの高い方が多い施設でのクラスターが大規模化すると、多数の重症者が発生し地域の医療体制では対応できなくなるおそれがあるので、重点的に情報収集と評価を行う必要がある。

- 例えば、新型コロナウイルス感染症対策について協議する協議会等の枠組みを活用し、高齢者施設や学校等地域の施設、医療機関、保健所、地衛研、地方感染症情報センター等が、対面での会合、電話会議、電子掲示板、グループチャット、メーリングリスト等で、「現場の気づき」を積極的に地域で共有する仕組みを作ることが挙げられる。
- また、保健所は、そのような「現場の気づき」に関する相談を気軽にできるように、地域の関係者に担当者の周知等を行っていく。
- 行政側からは、そのような仕組みを活用して、現在の地域の発生状況等を、関係者に対してまめに情報還元を行うことで、情報共有を活性化することが期待される。

EBSの取り組み例

川崎市感染症情報発信システム
（Kawasaki city Infectious Disease Surveillance System; KIDSS）

KIDSSは、川崎市において医療機関と行政とを結ぶネットワークとして構築
日常的に感染症情報を入手可能であり、医療機関と行政が双方向に情報を共有する
システムとして、2014年4月から運用を開始し、インターネット上で公開
（URL：http://kidss.city.kawasaki.jp/modules/topics/ ）

KIDSSの7つの機能

① 感染症発生動向調査システム（National Epidemiological Surveillance of Infectious Diseases:NESID）データ公開
② リアルタイムサーベイランス入力・閲覧
③ 情報共有掲示板
④ 資料集
⑤ 疾患別情報
⑥ 学校・保育園等欠席者サーベイランス
⑦ 情報配信
＊①②⑤及び⑥の一部は一般に公開

感染症の流行状況や病原体情報等を共有し、事例の早期探知や対策に役立てるために、セキュリティページ内に開設





集団発生の検知に繋がるしくみとして機能

例えば…
「クリニックにおいて、数日の発熱と解熱後のウイルス性発疹が見られる患者を複数診察
流行しているウイルスはあるか？
新型コロナウイルス感染症か？」

EBSとして機能した事例

社会福祉施設におけるオウム病の集団発生ー川崎市

【端緒】

2014年2月28日　川崎市内の社会福祉施設で施設利用者及び職員に熱や肺炎の症状を呈する者が複数名発生していると、同施設の理事長から管轄の区役所保健福祉センターに報告

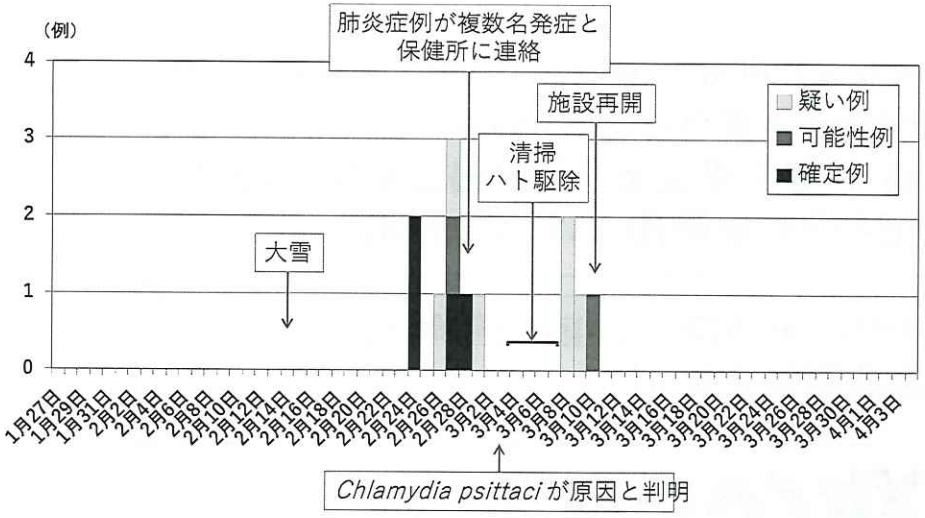
2月24日、26日、27日にかけ、肺炎4名（うち3名入院）、職員2名発熱（1名入院、詳細不明）が判明

インフルエンザは全員否定

2月28日から施設での業務は一旦中止

短期間（5日間）に同一施設で肺炎患者が4名発症しており、アウトブレイクと判断

現場の調査と、医療機関からの情報収集・情報提供、検体採取を依頼し、病原体検索を実施



発症日別の流行曲線と経過　(n=12)

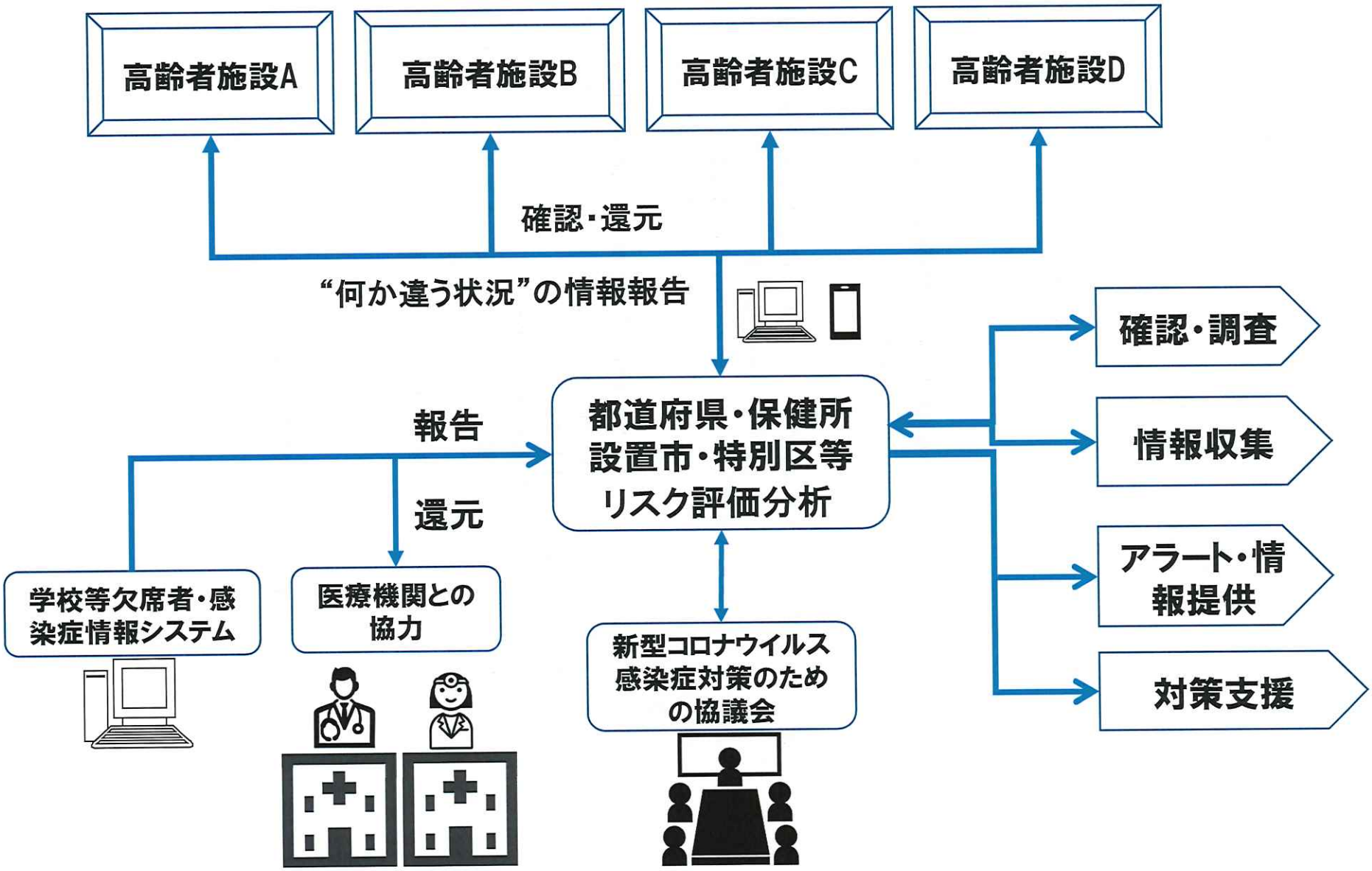
地方衛生研究所で原因特定後、各医療機関に入院もしくは受診した複数の患者に対し、オウム病の診断の元に、第一選択薬を適切に使用し全員が回復

初期の相談→集団発生の早期検知

詳細は、以下を参照

社会福祉施設におけるオウム病の集団発生ー川崎市,
IASR Vol. 35 p. 153-154: 2014年6月号
https://www.niid.go.jp/niid/ja/psittacosis-m/psittacosis-iasrs/4679-pr4122.html

EBSを用いた事例の探知と対応



事　務　連　絡
令和２年 11 月 20 日

各 ｛都道府県／保健所設置市／特別区｝ 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について
（要請）

新型コロナウイルスの感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を１週間の移動平均で見ると、２週間で２倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、７、８月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。

こうした状況のなか、クラスター事例の増加が見られる医療機関や高齢者施設等における検査の徹底等の対応を進めることが必要であり、昨日、改めて、事務連絡[1]を発出いたしました。

さらに、今般、19 日の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードでの専門家の議論を踏まえ、クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について、方針や取組をとりまとめました。

これらを踏まえ、一層の取組を推進していただきますよう、お願いいたします。

記

直近、１週間で中規模（5 人以上を目安）以上のクラスターが複数発生している地域(保健所管内）を基本として、下記の優先順位に従って積極的に検査を実施する。

[1] 高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）（11 月 19 日事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000696766.pdf

＜優先順位及び実施に当たっての考え方＞

以下の①、②の順で優先して検査を実施する。

① 重症者リスク者が多数いる場所・集団

・ 高齢者施設、医療機関等

クラスターが発生している施設等と関連する高齢者施設、医療機関等（例えば、施設間で職員や利用者の行き来があるもの等）について特に優先して実施。

② クラスターが発生している地域（保健所管内）に存在する、感染が生じやすく（三密環境等）、感染があった場合に地域へ拡大しやすい（不特定多数との接触）場所・集団

・ 接待を伴う飲食店の従業員等を優先。

※ 昨日発出した事務連絡の内容と合わせて、まとめた資料を添付しますので、ご参照ください。